

扶桑町高収益作物次期作支援交付金について

産業環境課 内線275

新型コロナウイルス感染症の発生により売上げが減少する等の影響を受けた高収益作物（野菜・花き・果樹・茶）について、次期作に前向きに取り組み生産者の方を支援するため、町から交付金を支払います。

▼対象 ①②③④すべてを満たす方

①国の高収益作物次期作支援交付金の交付決定を受けた方

②扶桑町持続化給付金の交付を受けていない方

③扶桑町内に事業所又は住所を有し、町税、保険料（介護保険、後期高齢）の滞納のない方

④扶桑町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

▼交付金額 交付対象面積百平方メートル当たり千円

（千円未満切捨て・上限50万円）

▼申請期間 令和3年2月1日までに申請書等を産業環境課まで提出してください。（申請書等の詳細はホームページをご覧ください）

扶桑町持続化給付金について

産業環境課 内線273

扶桑町では新型コロナウイルス感染症の拡大により、営業自粛等大きな影響を受けた町内事業者のうち、国の持続化給付金制度の対象外となる事業者に対して、扶桑町持続化給付金を交付します。

▼対象 【法人】町内に本社、本店等主たる事業所を置いていて、扶桑町の租税公課の滞納がない法人

【個人事業者】主に扶桑町内で事業を行っている、扶桑町の租税公課の滞納がない個人事業主（フリーランスを含む）ただし、令和2年4月10日以前から引き続き住民登録のある方

右記に該当する法人又は個人事業者で、新型コロナウイルスの感染症の拡大に伴う影響を受け、売上が前年同月比でマイナス30%以上50%未満となる月のある事業者

※いずれの場合も、国の実施する持続化給付金事業の給付を受けた方、扶桑町高収益作物次期作支援交付金を受けた方は補助の対象外となります。

▼給付額 昨年1年間からの売上減少分を上限として、法人20万円、個人事業者10万円

※計算式 前年の総売上（事業収入）÷（前年同月比でマイナス30%以上50%未満の月の売上×12）（千円未満切捨て）※申請は、1事業者につき1回に限り

▼申請期間 令和3年2月1日までに申請書等を産業環境課まで提出してください。（申請書等の詳細はホームページをご覧ください）

扶桑町中小企業等家賃補助金について

産業環境課 内線273

新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言、自粛要請等に伴う売上げの急減により、中小企業等の事業の継続に支障が生じていること鑑み、地代及び家賃の負担を軽減するため、町から補助金を交付します。

▼対象 ①②③すべてを満たす中小企業等

①国の家賃支援給付金の交付決定を受けた方

②扶桑町内に事業所を有し、町税、保険料（介護保険、後期高齢）の滞納のない方

③扶桑町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

▼補助金の額 令和2年5月分及び6月分の家賃額に3分の1を乗じた額（千円未満切捨て・上限5万円）

▼申請期間 令和3年2月1日までに申請書等を産業環境課まで提出してください。（申請書等の詳細はホームページをご覧ください）

ごみのポイ捨てはやめましょう

産業環境課 内線278

ペットボトルやティッシュ、マスク等が路上に放置されていることが多くなっています。ポイ捨ては、近隣住民の迷惑になり、町の景観を損ねてしまいます。

ルールを守り、ごみのポイ捨てはやめましょう。町の環境美化に皆さまのご理解とご協力をお願いします。

野外での焼却行為について

産業環境課 内線278

野外での焼却行為により「家の中に煙が入ってくる」、「においが洗濯物について困っている」といった苦情が多く寄せられています。野外での焼却行為は、農作業により生じたごみ（作物の食用にならない部分等）の焼却等の例外を除いて禁止されています。農業を営むためなどの場合であっても、周囲に住宅がある場合にはできる限り控えるようにしてください。やむを得ず焼却するときは、周囲の住民に迷惑のからないように、時間帯や風向きに十分注意して行ってください。

農作業により生じたごみや、剪定枝、落葉といったものは野外で焼却せず、土中に埋めたり、コンポストを利用したりするなど焼却以外の適切な処理を心がけましょう。